

第53回調達価格等算定委員会

日時 令和元年12月27日（金）10：00～11：56

場所 経済産業省別館9階944共用会議室

1. 開会

○清水新エネルギー課長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第53回の調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

先生方におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、山内委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めさせていただきます。

本日は、他の審議会から検討を要請されている事項といたしまして、前半部分では再エネ主力電源化制度改革小委員会から検討を要請されています地域活用要件に関する残された論点というのがございます。

それから、後半で再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会から検討を要請されている事項でありまして、これは発電側基本料金の調整措置についてということで、この2つ、これについてご議論いただきたいというふうに思っています。

それで、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会は、ユーチューブでライブ中継をしております。ユーチューブでご覧の皆様方は、経済産業省ホームページに掲載しておりますファイルをご覧ください。

本日の配付資料でございますが、お手元の配付資料一覧でございますとおり、議事次第、委員名簿、座席表と続きまして、資料2点、資料1として地域活用要件に関する残された論点、資料2で発電側基本料金の調整措置についてということで用意してございます。

○山内委員長

よろしいでしょうか。

それでは、まず冒頭に、12月23日に開催されました第52回調達価格等算定委員会についてご説明をいたします。

この説明の位置づけでございますが、これについては事務局からまず一言お願いいたします。

○清水新エネルギー課長

12月23日に非公開の第52回の調達価格等算定委員会を開催いたしまして、太陽光の第5回、それからバイオマスの第2回の入札の募集容量と上限価格の再検討を行いまして、意見の取りまとめをいただいております。この意見を尊重いたしまして、12月26日から1月10日までの間、太陽光第5回、それからバイオマス第2回の入札を行います。

非公開の委員会につきましては、委員会の運営規程の第3条及び調達価格等算定委員会の公開についての7ポツの規定におきまして、議事要旨を事後的に公開するとともに、委員長及び委員長代理が次回の公開の会議の冒頭に説明を行うとされておりますので、これに基づきまして、今回の委員会の冒頭でご説明をお願いいたします。

○山内委員長

それでは、私のほうからご説明申し上げたいと思いますけれども、第52回の委員会でございますが、これでは太陽光第5回、それからバイオマス第2回の入札の募集容量と、それから上限価格を再検討して意見を取りまとめたというものでございます。

募集容量につきましては、事業者の予見可能性を確保するために、太陽光第5回、バイオマス第2回のいずれにつきましても、当初設定したとおりという、こういう意見として取りまとめを行いました。

それから、上限価格ですけれども、上限価格については非公開として実施することと、そういうふうになっておりますので、取り扱いを決定したことのみご説明いたしますが、その具体的な内容につきましては、今回の入札結果の公表後にご説明すると、こういう段取りになるというふうに思います。

委員会の議事要旨につきましては、委員会運営規程に基づきまして、12月23日中に事務局から速やかに公表しておるところでございます。

説明については以上でございますけれども、高村委員長代理から何か補足があればお願いをしたいと思います。

○高村委員

ありがとうございます。

ただいまの山内委員長のご説明に特に付することはございません、ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

2. 他の審議会から検討を要請されている事項について

○山内委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、前半の議題といたしまして、地域活用要件に関する残された論点についての議論、これを取り行いたいと思います。

これは資料1ですけれども、これは事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○清水新エネルギー課長

それでは、資料1のほうに基づきまして、地域活用要件に関する残された論点ということで、11月に第50回の委員会のときに一度ご議論いただいておりますが、その際のご議論のときにご指摘いただいた事項等も踏まえまして、説明資料を準備させていただいております。

めくっていただきまして、2ページ目のところでございます。

本日の論点でございますが、まず1点目に、自家消費比率の水準ということで、自家消費型のものについてのこの比率につきまして、前回ご議論、ご指摘いただいた点も踏まえまして、具体的にどのように水準を設定すべきかという点。

それから、2つ目に、地域一体型の具体的要件ということで、前回の資料の中でレジリエンスの強化ということで、3点要件というものを提示させていただいております。そういったものに必ずしも該当しないが、地域活用として認められるものとしたしまして、もう少し深掘りしたご議論をいただければと思ってございます。

それから、3点目に、施行時期ということで、小規模事業用太陽光、低圧の部分についての施行時期ということと、そのほかのものについての施行時期ということについてのご議論。

それから最後に、具体的な要件を求める対象の規模といったものについて、予見可能性という観点から、現時点でどのように定めていくかということが本日の論点でございます。

めくっていただきまして、次の3ページ、4ページのところは参考でございますので割愛させていただきます。5ページ目以降で、まず1つ目の論点、自家消費比率の水準というところでございます。

6ページ目のところでございます。

自家消費比率の水準ということでございますが、自家消費の再エネ発電事業、こちらについて

でございます。

この趣旨として、系統負荷の小さい形での事業運営が行われて、災害時に自立的に活用するというので、全体としてレジリエンス強化に資するものであるということ。それから、需給が近接した中での事業運営を進めることが可能であるといったことも踏まえて、できる限り自家消費の比率を高めていくことが理想であると。一方で、現時点では蓄電池コストも高いといったことも含めて、前回の委員会におきまして提示させていただいた内容でございますが、現行の住宅用太陽光発電の比率というものも踏まえて、自家消費比率を30%と設定した上で、今後の動向を注視するというので提示させていただいたところでございます。

続きまして、次のページでございますが、7ページ目でございます。

その際、前回ご議論いただいた中でのご指摘も踏まえて、追加的に以下のような視点も重要ではないかということでございます。

まず、FITの認定時の自家消費の計画や運転開始後の取り締まりにおいて求める自家消費比率、こちらについては、最初の矢印のところでございますが、事業形態に応じて様々なあり方があるというようなこと、それから一定の変動があるといったようなことから踏まえますと、こういった部分については、制度開始当初については慎重な検討が必要ではないかという点。一方で、調達価格の設定という観点から申し上げますと、効率的に実施される場合に通常要する費用というもので定めていくというような観点になってございます。

その意味で、価格の設定における想定値といったことにつきましては、効率的な事業実施を想定し、最低限求める比率よりも高く設定することが適当なのではないかというような考え方もございます。

こうした前回のご指摘も踏まえまして、また検討も踏まえまして、結論といたしましては、2020年度の自家消費比率、こちらについては、価格の設定時における想定値としては50%という点。それから、実際の運用の際の自家消費の計画や運転開始後の取締りといった観点で使う比率としては30%という形で、分けて適用した上で、今後の動向を注視することとしてはどうかというふうに、案として整理させていただいております。

続きまして、2点目の論点で、地域一体型の具体的な要件というところでございます。9ページのところに進んでいただければと思います。

9ページのほう、前回の議論を整理した表でございますが、地域一体型、こちらについては、レジリエンス強化と地産地消といった両方の観点で考えていくといった際に、地産地消が実現している案件というものは、多くはレジリエンス強化につながっていくということで、ここにございます1から3、災害時の活用ですとか、地域マイクログリッドとの接続ですとか、熱電併給と

いったようなことのいずれかを求めるということで、前回ご議論いただいたところでございます。

一方で、電源の特性上、こうした要件に必ずしも該当し得ないものをどういうふうにしていくかということが、追加的な論点としてございます。

10ページ目のところでございます。

前回のご議論も踏まえまして、電源特性に応じてどのように対応していくかということで、業界団体等に追加的にヒアリング等を行ったところでございます。

各電源ごとの状況でございます。

例えば太陽光発電につきまして、こちらは発電時にタービンを回転するといったことがないということで、停電時に発電所が完全に停止した状態から再度発電を行うといったことも可能であるということ。

それから、バイオマスなどの一部の電源については、より低コストで再度自走できる技術ということで、自励式の技術が存在しているというようなことでございます。

一方で、そのほかの電源については、一旦停止した状態から再度発電を行うとしますと、外部の電源として、蓄電池や重油等による自家発電設備といったものが必要になったり、もしくは電源車が必要といったようなものもございます。

こういった場合の追加的なコストをどのように考えていくかといったところで、単純に技術の部分だけに着目するだけではなく、地方自治体との連携といったこと、それから実施体制といったことも含めながら妥当性を確認していくといったような仕組みも、今後検討していく必要があるのではないかということでございます。

こうした結果も踏まえつつ、そういう意味では、電源ごとの特性に応じながら、追加的に要するコストが本当に具体的にどの程度なのか、また詳細に具体的な要件を課すかといったことについては、もう一段の検討を引き続き検討していく必要があるのではないかというふうにございます。

それから、次のページ、11ページ目のところでございます。

もう1点、前回の委員会の中でも議論になりました、地域がみずから取り組む事業というものをどう取り扱うのかということでございます。

特に地方自治体が主体的に発電事業に取り組む案件、こういったものについては、その特性上、エネルギーの地産地消につながりやすいものということで考えてございます。一方で、原則として、そういったものについては対象としていくという考え方がある一方で、その自治体の関与の仕方といったものについてはさまざまな形があるというようなことにも留意が必要でございます。

そういった点も踏まえまして、2つ目の四角のところでございますが、地域がみずから取り組

む事業については、下のところがございますようなものについては地域一体型として認めた上で、そのほかのものについては個別の案件の形成状況ととも見ながら、来年度以降、引き続きご議論いただいております。具体的には、地方自治体がみずから実施する再エネ発電事業、こういったものについては地域活用型ということで認めていいのではないかと。それから、地方自治体が直接出資する再エネ発電事業というものが2つ目のカテゴリーでございます。

ただ、その趣旨という形の中では、いろんな形があり得るということ。その中で、前回も比率である種要件化していけばいいんじゃないかというご議論もございましたが、いろいろとヒアリングしていく中で、比率に限らず、主体的に参加、そういう意味で比率が非常に小さい場合でも主体的に参加しているようなものもあるというような実態も出てきましたので、数字というよりも、自治体が主体的に参加しているというようなことを確認しながら要件化していくということとどうかというふうに、案としてさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、それ以外の形については、引き続きご議論いただいております。

続きまして、3点目の論点、施行時期でございます。

13ページのところに移っていただきまして、まず小規模事業用太陽光発電、低圧の10から50kWのところの施行時期でございます。

こちらについては、小規模事業用太陽光について、その事業形成の準備期間をどのように考慮していくのかというところで、場合によっては経過措置を設けるという考え方もあるということとございますが、他方でということで、2つ目の四角のところでございますが、小規模事業用太陽光発電の特質といたしまして、まず1点目に低圧の設備ということで、接続に関する標準的な期間が1カ月程度ということ。それから、整地等も不要であるようなケースが大半であるといったことで、リードタイムが非常に短いということ。

それから、仮に認めた場合に、例えば同一事業地で大規模設備を意図的に小規模に分割するような、そういう意味ではリードタイムが相対的に長い電源についても事業実施を誘導するおそれがあるといったようなことも懸念がされるところでございます。

また、10月に主力化委員会の方で案を提示して以降、累次、公開の場での検討が重ねられてきているといったことも踏まえまして、それまでに開発されてきた、そういう意味では、もともと準備をされてきた通常想定される案件につきましては、一般的には今年度の認定設備期限日までにFIT認定申請がなされているといったことが、通常考えられるというようなところでございます。

したがって、2020年4月以降の新規案件については、こちらについては一律に地域活用要件を求めていくということではどうかということ、認定申請期限日、12月20日以後の申請案件については、2020年度の案件として求めていくということではどうかということ、案とさせていただきます。

続きまして、14ページ目のところで、残り、地熱発電、小水力、バイオマスといったものについての施行時期でございます。

これらの電源につきましては、系統接続や地元調整といったようなことから、リードタイムが一、二年程度要する、比較的長い電源と考えられます。そのため、これらの電源における地域活用要件については、2022年の4月といったふうにするということが原則であるのではないかとこのように考えているところでございます。

その中で、一方で、少しでも早く対象にしていくという観点から、来年度から条件つきで認定を行って、事後的に確認をしていくといったようなことも考えるわけではございますが、3つ目の四角のところの1つ目の矢印でございますとおり、まだ細部に論点が残されている中で、事業者の予見可能性を損なう恐れといったことをどう考えるかというところでございます。

これらを踏まえまして、最終的に4つ目の四角のところではございますが、2020年度、来年度、それから21年度の案件については、ほかの電源同様に、推奨事項として地域活用を求めるとこのように位置づけて、FIT認定の要件として具体的に課すのは22年の4月からというふうにしてはどうかということ。その際、推奨事項としてどのようにしていくのか、それから具体的な制度のあり方ということは引き続き検討してはどうかというような内容にしてございます。

めくっていただきまして、次に4点目のところで、地域活用要件に求める対象ということでございます。

先ほど申し上げましたように、2020年度から要件にしていくということに際しまして、現時点からの案件形成に向けて、可能な範囲で、具体的にどの規模のものに対してこの要件を22年から求めていくのかといったことを具体化していく必要があるという趣旨でございます。

全体の考え方でございますが、16ページ目のところでございます。

まず、考え方の①といたしまして、全体として、まず、現在その地域電源、競争電源も含めて、抜本見直しに向けての議論というのが、今、行われているという中でございます。

こういった中で、価格の決定といったことにつきましては、これは新制度との整合性を確保する、制度の複雑化を防ぐといったことから、現時点では価格については決定しないということが妥当なのではないかとこのようにしてございます。

一方で、今申し上げましたとおり、予見性を確保するといったことから、可能な限りその取り

扱いの方向性の明確化が必要ではないかというところでございます。

続きまして、17ページ目のところでございます。

この基本的な考え方を踏まえまして、具体的な形ということでございますが、まず、競争電源のほうにつきましては、今申し上げましたとおり、具体的な対象が決定していくのが難しいということで、来年度以降の本委員会で検討してはどうかというような形に整理させていただいています。

続きまして、17ページの下半分、地域活用電源のほうでございますが、こちら具体的な線引き、競争電源と地域活用電源の線引きそのものについては、今後の制度設計の中で決定していくという形になるかと思えます。

一方で、その際に地域活用電源になり得るものについてどう考えていくかというところでございますが、そもそもこの地域活用要件といったものについては、これは、本来、小規模案件だけでなく、大規模案件でも実施されることが期待されるものであるということと同時に、コスト低減が緩やかなものについては、これは早期に確実に地域活用を要件化していく必要があるといったようなことが基本的な考え方だと思っております。

こういった観点から、具体的な線引きが確定できないものの、少なくとも2022年度に地域活用電源としてなり得るもの、括弧書きにございますように、地域活用要件というものが支援の要件となり得るものという範囲について決定をしていくということとしてはどうかというふうに考えてございます。

具体的に、それぞれの電源でございますが、まず18ページ目で地熱発電でございます。

地熱につきましては、業界団体のほうから2,000kWというところが、競争電源と地域活用電源の境界値になるのではないかとご指摘をいただいているところでございます。

一方で、これまでの算定委でご議論いただいているとおり、コスト分析に基づきますと、大規模になるほど安価かつ安定的な発電になるということが確認されてございます。

さらに、この下の絵にございますとおり、全体の開発規模で見えていきますと、大規模な案件というのは4,000kW以上のところに集中している一方で、小規模なものというのは大体2,000kWというのが上限になっているというようなところで、2,000から4,000ぐらいのところ、ある種空白の地帯というふうになっているところでございます。

こうした状況も踏まえまして、少なくとも2022年度に活用電源になり得る可能性がある規模というものを、2,000kW未満という形で設定してはどうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、19ページ目でございます。19ページ目に、中小水力発電でございます。

同様の考え方でございますが、中小水力発電につきましては、これは業界団体のほうからは、1万kWというところが競争電源と地域活用電源の境界値ではないかというご指摘をいただいたところでございます。

一方で、定期報告データに基づいた分析に基づきますと、まず新設案件、こちらについては、1,000kWを超えると全体としての安価での事業実施が可能となっていると。5,000kWを超えると、卸電力市場価格を下回る水準になっているということ。既設導水路活用型につきましては、全体として安価な中で、1,000kWを超えると卸電力市場価格を下回る水準となるといったようなことになってございます。

こうした状況も踏まえまして、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る可能性のある規模ということについて、新規案件、既設案件どちらについても、1,000kW未満というところで設定してはどうかというふうにさせていただきました。

続きまして、20ページ目のところで、今申し上げたところの参考ということで、中小水力発電のところの規模別のコストデータ、それから価格水準といったことを掲載させていただいております。

最後に、21ページ目のところで、バイオマス発電でございます。

バイオマス発電につきましては、コスト動向として次の特徴が認められるということで、バイオマスについては稼働期間にわたって燃料を要するというので、コスト全体の占める燃料費の割合が大きく、高コスト構造になるというのが全体的に言えるというところでございます。

一方で、1万kW以上の設備につきましては、これは複数の区分におきまして、やはりそれ以下のものに比べて発電効率がよく、相対的に低コストでの事業実施が可能となっていること。その中で、具体的には、一般木材等については、1万kW以上について入札制に移行もしているといったような状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、バイオマス発電については2022年度に地域活用電源となり得る可能性がある規模ということで、1万kW未満というふうに設定をしてはどうかというふうに案を作成させていただいております。

以上になります。

○山内委員長

ありがとうございます。

1つ目の議題で、大きい議題として地域活用要件ということになりますけれども、残された論点として、自家消費比率の水準ということ、それから地域一体型というふうに定義するとき、具体的な要件は何かということ、そのうちの幾つかの論点ですね。それが残されている。それか

ら施行時期、それから地域活用要件を求める対象をどこまでにするかと。この大きく分けて4つの点ではありますが、これについて皆さんのご意見を伺って、今日、まとめ切れるところはまとめ切って、できないところはまた先に議論するというにしたいと思います。

どこの項目でも結構でございますので、ご意見をいただいて議論したいと思いますが、

高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。

いくつかの論点について意見を申し上げたいと思うんですけども、自分の意見を言う前に、この資料1で議論をしている地域活用要件が持っている買取制度の中での位置づけを改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それは、ここで議論している要件は、地域活用要件に該当する事業というのは何かを決めるわけですが、今回一定の規模以下のものという方向性を出していただいているんですけども、地域活用要件に該当しない事業というのは、買取制度上どういう取り扱いになるという趣旨でのご提案かという点です。例えば、認定の対象、買い取りの対象からはもう外れるという趣旨での要件なのか、それとも、いや、FITの対象から外れるだけで、買い取りの対象としては異なる買い取り制度の対象となる可能性も持って依然として残るのかという点はいかがでしょうか。その点が、閾値の設定、地域活用要件をどういうふうに設定するかに関わる非常に重要な点だというふうに思いますので、その点についてまず確認をさせていただければと思います。

以上です。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

ちょっと複雑で恐縮でございますが、事務局のほうの考え方をご説明させていただければと思います。

まず、地域活用電源という単語と地域活用要件という単語がありまして、その部分がまず少しわかりにくいところもあると思いますが、全体として、まさに今後、いろいろとご議論いただく中で決まっていくものではございますが、まずこれまでの議論を踏まえまして、今後、電源を大きく競争電源と地域活用電源というふうに、まず分けていこうということでございます。その際の地域活用電源のものについて、こちらについては、今回ご議論いただいている地域活用要件といったものが満たしていることを条件に、FITの対象としてはどうかといったような議論になってございます。

そういう意味では、高村委員のご指摘の点でございますと、この要件を満たしていることが今

後のF I Tでの対象の支援の条件になっていくというところでございます。ここから先は、まだ今後のご議論でございますが、その際に、その規模の方が、ではF I Pでの支援を受けることが可能かといったような点については、これは今後のご議論の対象なのかなというふうに思っております。

それからもう1点、本日の議論でその点と、本日のこの規模の議論のところの関係性として、もう1点補足させていただきたいんですが、今回、例えば地熱のところでも申し上げますと、2,000kW未満としてはどうかということで提示させていただいております。その際に、その前のご説明させていただいたとおり、競争電源と地域活用電源の線引きのラインがどこのかといったことは、これはまさに競争電源、そのF I Pの制度設計、それから市場の整備状況や案件の形成状況といったことも踏まえて、今後ご議論いただくことになってございますので、この地域活用電源と競争電源の線引きということは、現時点では決定していないし、そこを今、決定していくことは難しいというふうな前提でございます。

その上で、今後、将来的に地域活用電源というふうに位置づけられまして、地域活用要件が支援の要件になる、それがないと支援を受けられないといったことが、可能性がある部分については、リードタイムを踏まえますと、なるべく今の時点で明確化したほうが良いということでございます。

ただ、すみません、わかりにくくて恐縮でございます、この規模のものが全部、じゃ地域活用電源になるかといったところについては、これは今後の議論ということになっているかと思っておりますので、ということで、追加でご質問をいただけるとありがたいんですが、そういう意味で2,000kW未満のものというのが、地域活用電源として、今後の支援をするに当たって、この要件がマストになり得るという規模でございますが、結果として、議論の結果、具体的な線引きはもっと低いラインになることになり、それより上のものについては競争電源として位置づけられる。そういう意味では、例えばでございますが、1,000kW未満のものが地域活用電源となり、1,000kW以上のものは競争電源になるという議論があり得るものでございますが、本来こうした要件というものは多くの方が持っていたほうが良いということで、今回、少なくとも対象となるものとして、2,000kWということをご提示させていただいたというところでございます。

○松村委員

今の点、私も疑問に思っています、それで多分、今の説明でもまだ疑問が残ると推測して発言しています。それ以外にもさらに疑問があれば、追加で指摘して下さい。

それで、まず、地域活用電源になるためには一定の要件が必要というのは、恐らくみんな理解している。地域活用電源、例えばX以下というのは地域活用電源になり得ると整理がされて、こ

の要件を満たしていないと地域活用電源としてF I Tで買い取ってもらえないことも理解している。

疑問なのは、仮に要件を満たさない、X以下だけれども、要件を満たさないが、これをF I Pとして買い取ってもらえるのかという質問だったのだと思っています。

それで、まずF I P以外でも、完全に自力でやるという選択肢があるのはもちろん承知の上で、F I Pで買い取ってもらう方は大丈夫なのかという点については、これからの議論だということを、今説明を受けたと思っています。

それを理解した上での質問ですが、それを決めるのはこの委員会ですか、別の委員会ですか。これが最初の質問。もしこの委員会だということであれば、この後、責任を持ってここで議論できるのだけれども、別の委員会で決まるということだとすると、それがどうなるのかによって意見が大きく変わり得ると思っていたのですけれども、まずその点をはっきりさせてください。

次に、それがどこで決まるとしても、少なくとも地域活用電源がX以下になっていて、X以下の人がF I Pでできないということは、私は相当な理由がないと納得いかない。自分がどっちの委員会で発言するとしても。

少なくとも、規模が余りにも小さ過ぎて、F I Pでの買い取りを認めると煩雑になるとかという理由なら、少なくともアグリゲートするのであれば可能なはず。したがって地域活用電源にならないと道が絶対がないということはないはず。この点は確実にしておかないと、ここで決めることの意味が変わってしまう。私は絶対、それは可能なはずだし、可能とすべきだと思います。

次に、私、この資料全体ですごく疑問に思っているのは、入札の話とF I Pの話がひょっとして一体になっていないかという点。つまり入札を入れるのはもう大筋で決まっている話。F I Pを入れるというのも大筋で決まっている話だと思っているのですけれども、F I Pの本質は市場価格連動で買取価格が決まることだけ。入札は、その事務費用とかを考えれば、余りにも小さいところは無理だという話は一方であるのはわかるのですけれども、入札で決まった価格は高いところから低いところまででてくる。

入札には参加しないけれどもF I Pだというのは、原理的には可能。一番甘い制度だと、落札した中で一番高いプレミアムをそのまま無条件で認める。あるいは平均落札価格のほうがフェアなのかもしれないし、一番厳しい制度設計だと最低落札価格になるのかもしれませんが、いずれにせよ、そういう格好で、入札には参加しないけれどもF I Pには参加できることは、原理的にはあり得る。入札でその範囲を制限するという話と、F I Pではなく地域活用電源にしなきゃいけないとかという類いの話は分けて議論すべき。少なくとも頭の整理としては分けるべきだと思っている。2つは一緒になっていないことを今の段階でまず確認させていただきたい。

○山内委員長

という前提条件ですが、これのもとでいかがでしょうか、ご意見。

高村さん、いかがですか。どうぞ。

○高村委員

今のご回答を受けて少し考えさせていただけると。

ありがとうございます。

○山内委員長

松村委員。

○松村委員

すみません、しつこくて申しわけないですが、アグリゲーションは、今の段階で確実には言えないけれども、それで一定規模以上になるというのを、恐らく断る理由はほぼないと思いますので、当然その出口はあることは頭に入れて議論すればいいということですね。

ただ、アグリケーションしかないということだと確かに狭いので、その点についてどうなるのかということ、当然、高村委員もお気になさっているとは思いますが、その点についてはこの後決めるということとか、最終的にどうなるのかというのは、この委員会も含めて決めるということ、今、ご説明いただいたわけですね。

○清水新エネルギー課長

今の、そういう意味で対象の範囲ということでございます。というふうに理解をしてございますが、検討を行うのは、今年度ではなくて、来年度以降なのかというふうに理解をしてございます。

○高村委員

ありがとうございます。

太陽光の50k未満、低圧案件についての考え方は、地域活用要件に該当しないものについては買い取らないという、そういう判断をしたというふうに思います。

先ほどのご説明を踏まえると、地域活用要件の議論、その閾値も含めてですけれども、この地域活用要件に該当するものについては、当面、FITの買い取りの対象となると。しかしながら、それに該当しないものについては、その取り扱いについては、例えばFIPでの支援の可能性も含めて、こちらで検討する余地があるという、そういう理解でよいかという確認でございます。

○清水新エネルギー課長

そのとおりでございます。

○山内委員長

具体的内容について何かご指摘。

どうぞ、山地委員。

○山地委員

じゃ、今日示された論点の対応案、順番にいきたいと思いますけれども、7ページ目のところですね、自家消費比率。これは事務局のほうでなかなかうまい提案が出てきたと思います。つまり、認定時の計画とか運転開始後の取り締まりは30%だけれども、調達額の設定は50%でやると。趣旨に合っているんじゃないですかね。いわゆる効率的な事業を実施させるという意味で、賛成でございます。

それから、地域一体型の要件のところも、基本的にはいいんですけども、11ページ目の地方自治体が主体的に参加していると認められる案件というところの、この主体的に参加しているところを、やっぱりどういう要件にするか、またさらに明確化が必要と、そういう趣旨での提案もされていると思いますので、それで結構。

それから施行時期、まず提案のところの13枚目はこれで結構と思います。

それから14ページの、基本的には22年4月からということだけれども、推奨事項とするということで、これもこの程度の対応しかないかなと考えます。

あと、4番目の地域活用要件を求める対象のところですけども、考え方としては基本的によろしいと思っておりますが、ちょっとだけ具体的なところで気になっているのは、この前も申し上げたような気がするんですが、18枚目の地熱の線引きですけども、これ、このデータだけから見ると、この楕円でくくっているところって500kW未満ぐらいのところにあるわけですよ。ちょっとまだそれと2,000kWの間のデータが少ないので、ご提案の2,000kW未満というところに強く反対するわけではないんですけども、もう少し、やっぱりデータの精査というのは必要ではないかというふうに思います。

それと対照的に、19ページ、あるいはデータは20ページですけども、中小水力のところはこの2,000kW未満というのがデータにも裏づけられていると思います。

それから、21枚目のところがまさに、今、議論しているところは私も考えておったわけで、地域活用電源として地域活用要件を認められたもの、その規模の話もある。それと、F I Pに移行するもの。それ以外のものがあつたらどうするのかというのが、ここにちょっとあらわれているわけですよ、1万kW以上が入札制に移っているんで、1万kWって、ここがいろいろ論理を使っているんですけども、しかし、だからその部分がないようにといたしますか、つまり支援をしていくのであれば、自主的に買い取ってもらうというのは、これは全く問題ないとして、何か制度的な支援されるものは、地域活用電源としてのF I Tの継続ですか、F I Pか、やっぱりこの両

者に行くようにということは頭の中に置いておかないといけないんじゃないかと。

私は、このバイオマスの区分のところの対応のところをきっかけに、やっぱりそこは意識しましたので、今、議論されていますから、事務局のほうでもそれに対する対応をきちんとしてほしいというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

いかがですか。

それじゃ、高村委員。

○高村委員

ありがとうございます。

個別の論点についてでありますけれども、まず自家消費比率の水準についてですけれども、基本的に事務局のご提案で当面始めるということによいのではないかというふうに思います。これは前回の議論にもあった認定の要件についても、それから想定値ですから、価格をつくっていくときの想定値についても、実際にこの自家消費比率が住宅用と違って、かなり多様な形態がある中で、どういうふうに値を設定するのかはなかなか難しい。今の時点でなかなか難しい中で、とりあえずこの数値で始めて、上に行くにしても下に行くにしても、柔軟に見直しをするということを前提として、そういう数値として始めてよいのではないかというふうに思います。

前回は議論がありましたけれども、もちろん自家消費は非常に重要なんですけれども、地域で分散型の自立型のシステムをつくっていくというときに、お互いのやりとりも含め、単にみずからの需要、みずからが使うものに限ってというよりは、例えば有効な屋根のスペースをうまく使っていくというような形というのは、将来的なシステムの構築の上では非常に重要かと思っております。そういう意味では、今の出発点として、この数字で始めるということで賛成です。

それから、地域活用、地域一体型の具体的な要件のところですが、災害時の電気・熱の活用については、こちらの提案で結構かと思っております。こっちにも書いてくださっていますように、やはりコストの点、それから現実的なレジリエンスを高めるという意味で、実際にその自治体との連携をきちんとできるような仕組みになっている、別の方法での災害時の対応の可能性ということも含めて、さらに検討していただきたいというふうに思っております。

スライドの11のところにありますけれども、ありがとうございます。こちら提案いただいている2つ、自治体がみずから実施をする、あるいは直接出資をするという事業について、追加的に認めていただくのは、私は大変重要だというふうに思っております。これは電源を地域がきちんと見守りながら、管理しながらシステムをつくっていくという点でもです。

その上で、いくつか細かなところになるかと思いますが、確認と意見を申し上げたいと思うんですけれども、一つは、既に入札制度のところ、農山漁村再エネ法に基づいて地域が計画の中に盛り込んでいるものについては、地域共生型の案件として認めているというふうに理解をしております。そういう意味では、少なくとも制度の一貫性の観点からは、農山漁村再エネ法のもとでの計画の中に盛り込まれているものについては、含めてよいのではないかというふうに思います。

もちろん、あわせて、前回申しあげました法定計画ないしは条例において、そうした同様のものがあり得るというふうに思いますし、実際、そのような事例があると認識をしておりますけれども、それはぜひ今後、検討いただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、ここの地域活用案件については、実際はかなり導入が進んだ太陽光と違って、小水力にしても、地熱にしても、バイオマスにしても、さらにやはり地域が主体的に運用する形での発電事業を促進すべき分野だというふうに思っております。少なくとも現時点において、そのような形で進められている案件が、この地域活用要件の設定によって落ちることがないようにしていただきたいという趣旨であります。先ほどの農山漁村再エネ法もそういう趣旨の一環として申し上げたいと思います。

それから、スライドの16に適切に書いていただいているんですけれども、やはりリードタイムの長い電源ですので、こうした電源についての地域活用要件については、来年度以降の委員会というよりは、やはり2022年度に間に合うように、来年度の委員会で追加的な地域活用要件の可能性があるかどうかということについては検討していただきたいと思います。スライドの11は、来年度以降のと書いてあるんですが、そういう趣旨だと思いますが、ぜひ来年度の委員会で早急に検討をしていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目のところでもありますけれども、施行時期についてです。

基本的にはこちらのご提案について異論はないんですけれども、1点だけ。基本的に駆け込みを望んでおりませんし、50k以上の規模については、当然、買取支援の対象になるという理解をしておりますので、基本的にこの提案でよいと思うんですけれども、12月20日の認定申請期限の段階で、それに間に合うように接続協議、申請をしてきたけれども、送電会社さんとの協議が意に反して、予定の3カ月でしょうか、期限3カ月を延びていて、この認定申請期限に間に合わなかったものについては救済をする。非常に限定的ではありますが、そうした経過措置は必要ではないかというふうに思います。

○山内委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今回出された方向性については、全体的には賛成で、この方向性でいいと思っています。

まず、自家消費比率について、前回30か50かというところについては、悩ましいと発言をいたしました。今回、まとめていただいた内容、自家消費というからには50%を基本としつつ、現状を見据えて、30%から、という方向性で賛成いたします。

それから、先ほどから問題になっている11ページの、地域がみずから取り組む再エネ発電事業の取り扱いについてですが、今、先生方がお話しされたことと同じように私も考えておまして、確かに地方自治体のみずから実施する、それから直接出資するものは、当たり前のこととして、しかし自治体も、特に地方では、人も不足しておりますし財源もないということで、自治体が出資したいとしても、実際にはどれだけ出資できるかわからない。その中で、地域の住民が一生懸命頑張っているものを自治体が後方で支援する、そういう案件も結構あるわけです。これからの要件になるとは思いますが、そういう意味での、地方自治体が支援するような案件については、ぜひ認める方向で、進めていただければと思います。

それから、ちょっと前に戻りますけれども、10ページのところにありますバイオマス発電のところの災害時の電気・熱の活用についてです。やはり電源ごとのそれぞれの特徴がある中で、特にバイオマスはどちらかという、電気というよりも、電気と熱の併用というのが災害時大変重要になってくるわけで、そういう意味で、ほかの電源とは違う要件を認めるという方向でいってもいいのではないかと考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員。

○松村委員

まず、自家消費型の太陽光の議論ですけれども、前回、強硬に、要件の話と価格算定の話は分けてくれと主張し、そのとおりに今回提案していただいた。50%以下を理念として、自家消費型といってもいいのかという点は別として、50%を価格算定のほうで入れていただいたことで、この点については、私は最低限満たすべきことは対応していただいたと思っています。

私は、まだそれでも要件が30%というのは、これは理念として自家消費型といってもいいのかという点については、まだ疑問に思っている。一方で、今日、冒頭に議論があったとおり、小規

模のものに関しては、その後の出口がどうなるのかという議論がまだはっきりしていない状況で、そこがアグリゲーション以外の出口がないということに仮になって、更にアグリゲーションも相当に難しいということになる可能性がまだある段階で、高いところで設定してしまうと、高村委員がまさにご懸念になったような、再エネ普及への大きなブレーキになりかねないということを考えれば、最初の段階で事務局提案の、要件は30%にするというのも、やむを得ないと思います。私は正直、まだ忸怩たる思いはありますが、しかし合理的な提案だと思しますので、受け入れます。

次に、地域活用電源の要件に関してですが、まずレジリエンス対応で、ブラックスタートにこだわると膨大なコストがかかる、あるいはそもそも対応が難しいのだけれども、本来支援するのが合理的なものがあるということが、ヒアリングでさらに明らかになった。

ただ、一方で、価格もそうですが、ヒアリングをした結果として対応が難しいと言われたら対応しなくてもいいと整理するのは、そもそも根本的におかしい。逆に、地域活用電源という名に値しない、だから支援の対象から外すということがあってしかるべきだと思います。

一方で、ブラックスタートではないけれども、合理的な形で、停電時にもレジリエンスに役に立つ。前回も言いましたが、例えば電気自動車を使って起動することも可能かもしれない。あるいは、それでは出力足りないとしても、FCVなら可能と言うこともあるかもしれない。ただ、FCVを発電所1箇所に1台ずつ備えておくのも非効率的かもしれない。これが例えば順番に回る、あるいは電源車なのかもしれない、順番に回ることで、順次スタートさせられるならば、その地域が長時間停電しているときには十分対応できるので、そういうものも柔軟に認めるということであれば、検討する余地はあると思います。

ただ、これが、電源車を自治体1台持って、でもそれで認定された発電所が膨大な数で、全部回って起動したころには、もう1カ月たっているなんていうものだったら、これはさすがにレジリエンスを高めたと言えないと思いますので、程度問題があると思います。

この点については、今後もきちんと詰めていって、余りにも形式的に、電源車を自治体1台持っていればオーケーですとか、そういうようなことにならないで、実質的にちゃんとレジリエンスの強化に役に立っていることを確認していく必要があると思います。

地域活用電源になる可能性のあるところを定めて、それで、そうなる可能性があるのも、これから事業を計画する人、あるいは、今、既に進んでいる人も含めて、この対応を考えてくださいという意味では、今回の資料は一応納得しているのですが、しかし一方で、山地委員がご指摘になったとおり、これはまだ決まっていないわけですから、これは満たさないけれどもFIPのほうにいくことは、基本的に認められるようにしてもらいたいし、それから事業者によっては、も

う、私はF I Pのほうで生きていくので、この要件は満たせないけれども、地域活用電源として認められる可能性はないことを覚悟の上でやるというのも認められるべきだと思います。

ただ、一方で、その予見可能性のためにきちんと警告しておく、聞いていないよなんてことにならないように警告しておくのは、十分に意味があると思うので、今回の事務局資料に反対するものではありませんが、今後の制度設計としては、F I Pのほうに出でいけないというのを極力減らすように考えるべきかと思いました。

以上です。

○山内委員長

ここで事務局からお考えを伺った上で、もう一度いただきたいと思います。いかがですか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。

ご指摘のとおり、今後、引き続き検討していかなきゃいけない課題も幾つかいただいておりますので、させていただければと思います。

そもそも大前提として、予見可能性といったことを別にしますと、可能な限り来年度の委員会の中でやっていくということは大原則かなと思ってございます。

個別に申し上げますと、まず11ページ、地域のほうで発電事業の取り扱いというところでございます。この文は明示的に書かせていただいておりますとおり、この2つでピン止めというよりも、引き続きいろんなご議論が必要かなというふうに思っておりますので、高村委員や大石委員からもお話がございましたとおり、具体的なケースも見ながら、引き続き検討させていただければと思っております。

ただ一方で、しっかりと要件なり形を整理していかないと、形だけそういう形になるようなことは、またあってはならないのかなというふうに思っておりますので、そういった点も含めながら、具体的な、真に支援する対象があるというものをしっかり線引きしながらやっていくということが重要なのかなというふうに思っております。

あと、経過措置のところについてでございますが、13、14ページ、施行時期のところでございますが、まず、低圧のところについては、基本的にはこういう形でということで、本日ご指摘いただいたところでございます。

1点、高村先生からございました契約の接続のところについては、これはちょっと実態も見きわめながらでございますが、今回に限らず、今までのものについても、基本的には12月20日までが締め切りといったことについては、十分事前から周知させていただきつつ、太陽光に限らず全ての電源において、基本的にはその仕組みの中でご理解いただき、いずれにせよ、年度内に我々

のほうで認定できないと制度上適用できないということで、12月20日ということのを設けさせていただいてございますので、ほかの案件との整合性も踏まえながら、本件についても対応が必要かどうかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

追加的にご発言があれば、

よろしいですか。高村さん。

○高村委員

ありがとうございます。

先ほどの経過措置については、恐らくそんなに多くないのではないかとこのように思いますけれども、とはいえ、かなりやはり大きな制度変更で、接続協議の時期に関しては事業者の問題はないので、その点についてはご配慮をぜひいただきたいと思っております。

あともう1点、細かなところで恐縮ですけれども、地域一体型の具体的な要件のところ、先ほどありましたように、ぜひ来年度、議論を追加的にしていただきたいと思うんですが、前回でしょうか、申し上げました、ここで「地方自治体」というふうに書いていただいておりますけれども、例えば広域の組合等々も含める趣旨という理解をしてよろしいでしょうか。

○清水新エネルギー課長

そこも含めて、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは、1番目の議題ですけれども、確認させていただくと、最初の自家消費率については50・30、これについて大きなご議論なくて、松村委員からもう少し考えてはということはありませんけれども、とりあえずスタートはこれだと、こういうことでお願いしたいというふうに思います。

それから、地域の一体型の具体的な要件ですけれども、これもいろいろご議論出て、確認の問題はありますけれども、例えばスライドの11のところは来年も議論するというので、これについていろいろご意見いただきましたので、これは来年に生かしていく形でいくということで、その他については、具体的に大きな議論はなかったというふうに思っています。

それから、施行時期ですけれども、10から50kWの太陽光について、今お話ありましたように、基本的には2020年4月ということでありまして、接続協議等についてはまた実態を把握してということで、事務局からのご回答をいただいたということですね。

それから、地熱、中小水力、バイオマス、これについては、20年度、それから21年度は推奨事項と位置づけるということと、それからFIT認定要件としての施行時期は2022年4月と、こういうことでよろしかったかと思えます。

それから、地域活用要件を求める対象という、これはいろいろ議論がありましたけれども、今、事務局が提案しているのは、少なくともこれ以下ですよという、こういうことでして、必要条件みたいなことでありまして、その必要条件の中のどういうふうな扱いになるかというのはこれからの議論、そのときに議論で注意していただかなきゃならないことがありますよというのを随分指摘されましたので、その点についてはこれからクリアにするということでありまして、基本的には事務局提案のとおりということでありまして、ただ、山地委員からも少しご議論が出ましたので、これもちょっと精査していただくということでありまして。

地熱については2,000、それから中小水力は一応1,000ということと、バイオマスが1万ということで、それぞれ未満ということとまとめたということとよろしゅうございますかね。

ありがとうございます。

それでは、2つ目の議題に移ります。2つ目の議題は、発電側基本料金の課金の調整措置についてということでありまして、これを事務局からご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、資料の2に基づきまして、発電側基本料金の調整措置についてということで、説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページ目でございますが、本日も議論いただく事項といたしまして、こちら9月の資料の抜粋でございますが、発電側基本料金、こちらのほうの調整措置についての詳細な検討が要請されているといったようなところでございます。この部分についての議論でございます。

めくっていただきまして、3ページ目以降で、大きく2つの塊がございます。これまでの制度概要と経緯についての説明、それから、それらも踏まえた具体的な調整措置についての、事務局としてのたたき台の提示でございます。

4ページ目のところで、発電側基本料金の制度概要というところで、改めて簡単にご説明をさせていただきます。

背景と基本的な考え方ということで、背景として、今後の電力需要の伸び悩み、それから再エネの系統連系ニーズの増加、また高経年化対策といったようなことでの送配電費用の増大といったような、こうした背景を踏まえまして、質の高い電力供給をどう維持していくのかといったようなことが課題になってございます。

その中で、2つ目の四角にあるとおり、現時点では需要側のみが託送料金にて負担をしているという中で、一方で3つ目の四角にございますとおり、送配電設備が基本的にはキロワットで最大潮流に対応できるように整備されているといったことも踏まえて、公平・適切な費用負担を実現するといったような観点から、系統利用者である発電側にも、受益に応じて、その費用の一部についてキロワット単位で負担を求めるといったこととされているということでございます。

検討の経緯といたしまして、電力・ガス取引監視等委員会での議論も踏まえまして、第5次エネルギー基本計画において決定されているといったようなところ。それから、具体的な今後のスケジュールとして、システム整備の期間を経て、2023年度に導入するということを目指すといったようなことのスケジュールが提示されているところでございます。

5ページ目以降は参考でございますが、これまでの議論ということで、背景の①としての電力需要の伸び悩みと、それから再エネ連系ニーズの拡大といった点。それから、6ページ目のところで送配電網の高経年化といったようなことで、これまでの設備投資の推移といった点でございます。

続きまして、7ページ目のところで、これまでの議論におけるところの基本的な考え方というところで絵がございますが、真ん中のところがございます現状というところで、託送料金100というのが真ん中がございますが、これまでは送配電に係る費用が100ございますと、その全額を小売側から回収していたといったようなところについて、今後のところにおいて、全体の額のところは変えずに、小売と発電側の両方に課金をしていくといったようなことが、イメージということで90対10といったようなことで、発電側に求めている、これが発電側基本料金ということでございます。

8ページ目のところは、全体のスケジュールといたしまして、2023年度の導入に向けて、今年度に詳細設計を、そのシステム開発に必要な部分はしていくといったようなところでございます。

めくっていただきまして、9ページ目のところで、全体の対象となる費用のイメージといったところ。それから、10ページ目のところで水準についてということで、いずれも電力・ガス取引監視等委員会の資料でございますが、水準のところについて若干補足させていただきますと、10ページ目のところで、全10社ベースで見た平均単価として150円/kWというのが毎月。それから、これはエリア別にはずれるということで、123円から169円と幅があるといったようなことになってございます。

続きまして、11ページ目のところで、一般負担上限の見直しということでございます。

こちら、発電側基本料金そのものではございませんが、発電側基本料金の導入に伴って同時に行われた措置というところで、簡単にこれまでの経緯としてご説明させていただきます。一般負

担上限ということで、系統に増強する際の費用の負担のあり方というところでございます。

この点につきまして、3つ目のところでございますが、一般負担上限のところについてこの見直しをしていくということで、これまでの議論の中で、発電側基本料金を導入する場合には、発電事業者が負担すべき系統コストについて、系統接続時の初期負担と系統接続後の負担のあり方をセットで見直すといったようなことが適当であるという考え方にに基づきまして、4つ目の四角のところがございますとおり、発電側基本料金の導入によって、キロワット一律で課金されるといったことを前提として、一般負担上限についてもキロワット一律に見直されたというようなことになってございます。

一番最後の四角のところでございますが、実際にこれが適用されまして、東北北部の募集プロセスにおいては、総額1,500億円の系統費用のうち、再エネ事業者が負担する約700億円といった部分について、これが全額一般負担になるということで、初期負担が大幅に軽減されているということでございます。

具体的なイメージが次のページ、12ページにございますが、発電側基本料金がかかるといったようなところで、今後はフローのところ、これ青とオレンジでございまして、青のところはインシヤルコスト、オレンジのところはフローでございまして、これまで現状はこのフローの部分がなかったところが、今後はこの右側にあるように基本料金がかかるという点。

一方で、初期負担のところについては、これまでは系統側の負担が電源ごとに異なるということで、この左上のマトリックスのところの数字でございまして、右上のような形になることで、発電者側のほうの負担が減るということで、全体の負担が調整されているといったような状況でございます。

こういった状況も踏まえまして、今回の発電側基本料金の導入に当たっての調整措置ということをごをどう考えていくのかというのが本日の議題でございます。

先に進ませていただきまして、14ページ目以降でその部分の考え方でございます。

めくっていただきまして、15ページ目でございます。

小売を通じた調整措置というところでございますが、まず今回のこの議論の大前提というところでございますが、最初のところの四角にございますとおり、これまでのこの発電側基本料金を導入するに当たって、FIT電源に対してどう考えていくのかといったところの考え方でございますが、FIT買取期間中の電源については、発電側基本料金による追加コストを転嫁することが制度上困難であるといったことを念頭に、特に既認定のFIT電源については調整措置を検討する必要があるのではないかというのが議論の出発点でございます。このコストを転嫁することが制度上困難であるかどうかといったところが、まず1つの大きなポイントでございました。

この点について、現在議論が深まっていく中でというところで、2つ目の四角のところでございますが、詳細設計が深化していく中で、F I T電源における小売買取につきましては、これはこれまで困難と考えられていたわけでございますが、調達価格とは別に価格を上乗せするといったような工夫を通じて、ほかの電源と同様に、F I T電源についてもF I T事業者と小売事業者の間で、転嫁についての協議というのは可能ではないかといったようなことの案が提示されているところでございます。

この部分を少し、先に16ページのほうにまず進んでいただきまして、どういうイメージなのかというところを、12月17日の電力・ガス取引監視等委員会の資料に基づいて簡単に説明させていただければと思います。

16ページ目のところで、転嫁のイメージというところでございます。

これまで、そういう意味では、これはまずF I T電源に限らず、むしろほかの電源についての転嫁のイメージということで、この下のイメージのところでございますとおり、小売のほうから払う託送料金というのが減額された分、むしろ電源側からのやりとりのところに、その分について充当されるべきというような考え方のイメージになってございます。

この絵の真ん中のところでございますとおり、この考え方について、これまでのほかの電源に加えてF I T電源についても対象にするということで、この基本的な考え方について、電源種に限らず、相対契約を締結する全ての電源に適用すべきということで、制度上、調達価格が固定されているF I T電源についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることで転嫁をしてはどうかということが、17日の回で提示されているところでございます。

もう1ページ先に進んでいただきまして、17ページのところで、こちらは同じく議論されている契約の見直し指針というものがございます。こちらの指針の対象として、F I T電源についても対象としていくことでどうかということでございます。

赤線になっているところを簡単にご説明させていただきますが、転嫁の部分について、本指針の基本的な考え方に沿って、事業者間で誠実かつ適切に協議が行われることが望ましいというふうになっております。

具体的にはというところでございますが、契約当事者が発電側における発電側基本料金の増額想定分、それから小売電気事業者が負担する託送料金の減額想定分等を共有しながら、公平を旨として協議をしながら取引金額を見直すという点。それから、特にということで、小売電気事業者による需要側託送料金の減額分、こちらについては、制度の趣旨を踏まえると、卸料金への転嫁に充当されるべきであるといったような指針の案になってございます。こちらについて、ほかの電源と同様に、F I T電源についてもこの指針の対象にしてはどうかという案でございます。

大変恐縮ですが、もう一度15ページのほうに戻っていただきまして、今の点も踏まえた小売を通じた調整措置といったところの考え方でございます。

今申しあげましたような議論が行われていたというところで、もう一度2つ目の四角のところに戻りますが、調達価格とは別に価格を上乗せするといったようなことで、転嫁についての協議を行うべき対象に含まれるということになってございます。すなわちといったところについては、今申しあげた内容でございますので割愛させていただきますが、これによってどうなるかということが3つ目の四角のところでございますが、FIT電源についてもほかの電源と同様に、発電側基本料金の導入による増額想定分を踏まえた公平な協議といったことが行われるということ。それから、少なくともということで、託送料金減額分、先ほど申しあげました全国平均でいうと0.5円kWh相当になるわけでございますが、こちらについては転嫁に充当されるといったようなことが可能となったということでございます。また、仮に協議が不適切な場合等においては、これは契約見直しに関連する紛争解決の仕組みを利用するといったことも可能になるといったような体系になってございます。

今の状況をまとめますと、調整措置の議論というのが、これまではFIT電源は転嫁ができないという前提でどういう調整をするかといったような議論がされてきたわけでございますが、ほかの電源と同様に、FIT電源についても、これは転嫁を通じた調整が行えることとなったというようところでございます。

ページを進ませてもらっていただきまして、18ページ目でございます。

今申しあげましたような転嫁を通じた調整といったものが行える仕組みになりつつあるという状況でございます。その上で、賦課金を通じた調整措置といったものをどのように検討していくのかというのが、18ページ目以降でございます。

FIT電源についても、ほかの電源と同様に、発電事業者の負担増について転嫁による調整が行われることとなったが、小売電気事業者との取引状況によっては、託送料金減額分以上の部分について十分な転嫁が行われずに、転嫁水準に差異が生じるといった可能性もございます。

そうした中で、こうした状況について、追加的に賦課金による調整措置を講じるということにより、小売電気事業者からの円滑な転嫁を促して、より確実・十分な転嫁を実現していくという考え方もあるかというふうに思います。

ただし、一方で、その調整措置のために賦課金を活用するということは、これは、短期的には小売電気料金が引き下がらない可能性もあるという状況の中で、電気利用に係る国民負担の増加を招きかねないという性質のものでございます。そのため、賦課金による追加的な調整措置を行うかどうか、また仮に行う場合には、その対象・水準をどうするかといったことについては、こ

これは慎重に検討すべきだということが、検討に当たっての基本的な考え方ではないかというふう
に考えて、案を提示させていただいております。

それで、先に進ませていただきまして、まず、19ページ目でございます。

今申し上げましたF I T電源の発電側基本料金の負担の規模というところで、ご議論の前提と
いたしまして、全体の負担規模としてのマクロの負担の規模の状況、それから、電源によって設
備利用率に応じて負担の状況が違うということで、これはキロワットベースでの課金となります
ので、設備利用率によって違うということで、例えば太陽光について、設備利用率が14%だと
1.5円/kWh、これが利用率が上がると17%で1.2円、それから、風力なんかですと、設備利用率
が23%の場合に0.9円/kWhと、こういった規模の負担ということになっておるとい状況でござ
います。

次に、20ページのほうにいかせていただきまして、調整措置を行うとした場合における、その
対象・水準の検討に当たっての考え方といったところの論点でございます。

まず、最初の四角のところでございます。その対象・水準の検討に当たっての観点というこ
とで、適正な利潤、それから長期末稼働によるコスト低減、それから接続種の系統増強負担とい
つような観点も含めて、発電事業者の事業状況をきめ細かく見きわめながら、この部分について
どうしていくのかという制度設計を行うといったような考え方が、まず一つあり得るといふう
に思われます。

一方で、制度が複雑になるといったことを回避し、よりシンプルで公平な制度にしていくとい
うことから、対象にかかわらず、一律に調整水準の水準を設定するといったような考え方もある
ということで、他の電源との公平性なんかも含めながら、そもそもの調整措置の有無、それから
その対象・水準といったことについてどのように考えるべきかということが、論点としてあるか
と思っております。

仮に、事業者の状況といったことを踏まえた制度設計をしようとした場合の考え得る観点とし
て、3つ例示をさせて、下のところがございます。

まず、適正な利潤というところでございますが、利潤配慮期間内のものについては、これは例
外的に、導入初期のリスク、その他さまざまなリスクの発生を見込みながら、適正な利潤にさら
なるIRRを上乗せした設定がされているといった点をどう考えるか。特に、2015年度までの認
定につきましては、価格設定時に想定している一部費用、例えば運転維持費等については、これ
が実績と想定が乖離して、想定時よりも年間維持費コストが安いといったような状況が見てとれ
ています。こういった状況についてどう考えるかというような観点。

それから、2つ目の塊として、長期末稼働によるコスト低減ということで、認定から運転まで

の期間が設定のときの想定よりも長いものにつきましては、価格設定時のコストよりも低いコストでの実施が可能となっているということをどのように考えるかと。

それから、接続時の系統増強負担、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、一般負担の上限見直しが行われたとおり、この部分の系統初期負担とその後の負担のあり方といったことは、これはセットで見直し、セットで考えていくことが必要というふうになってございます。その中で、制度上、特別高圧・高圧については、こちらは系統増強について、一般負担上限超過分の負担が求められている。一方で、低圧のものについてはこうした負担が原則求められていない。これは初期の段階からそういった状況になっているというようなことも踏まえて、どのように考えていくべきかといったような論点でございます。

続きまして、21ページでございます。

その他の論点、その他の留意点といたしまして、今申し上げましたものについて、先ほどの転嫁の仕組みのところの小売買取をベースとした議論でございます。その中で、FIT制度の買取義務者というのが、創設当初は小売電気事業者であったが、改正後は送配電事業者となっている中で、小売買取との公平性を踏まえながら、送配電買取の場合の調整措置をどのように考えているかということ。

それから、スポット市場価格の上昇ということで、先ほど、少なくとも0.5円というふうに私は申し上げましたが、発電側基本料金の導入によって、スポット市場の価格が上昇した場合に、回避可能費用の上昇を通じて、小売の転嫁原資ということが減少すると同時に、回避可能費用が上昇することを通じて国民負担が低減するといったような仕組みになります。この規模を見積もることによって、賦課金からの補填による調整措置の原資となり得るということの中で、この部分の取り扱いをどのように考えていくかということも、その他の論点としてございます。

最後の22ページ目のところでございますが、先ほど事業者状況の観点ということで幾つか申し上げました中の一つとして、運転維持費の実績値と想定値の乖離というところで、この赤い線のところが価格設定のときの想定値、それから青い線のところが実績値というところでございます。定期報告から得られたこの実績値と比較いたしますと、特に2012年度から2014年度の案件については、運転維持費等の実績値が想定値を平均して3,500円ほど上回っているという中で、これをどのように考えるかという参考でございます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、発電側基本料金調整措置、議論していただきますけれども、最初に確認ですけれど

も、全部が全部、今日決めるというわけではないので、その点をちょっと頭に置いていただきたいということ、それでも方向的にこういう方向でやるということについてはご同意いただきたいかなというふうに思っています。

それと、事務局説明があったように、かなり複雑なシステムになっていまして、それをどういうふうにするかというのはかなり流動的な面もあるという、そういうこともあって、今日は全部決められないかなということでもあります。

それでは、今、事務局のご説明あった内容についてご意見を賜れればと思いますけれども。

じゃ、どうぞ、山地委員。

○山地委員

話が複雑な上に、公平性というのが何か所も出てきますよね。私、これで思い出したんですけど、公益事業論の割と古典的な教科書にボンブライトという人の本がある。あれの中に「Equity is the mother of confusion」というのがあって、公平性というものの議論はものすごく議論しにくいんですよ。

これどうしてこうかと、本当に話を伺いながら考えたんですけども、まず順番にいくと、小売は減額になるわけですね。発電側に課金がある。小売から、だから発電側に協議して、公平なように転嫁をする。これ本当にできるのかというと、何かものすごく難しいような気がするんですね。0.5円とか、こう書いてありますけれども、そこを、だから監視等委員会が本当にきちんと監視して、その公平性を保ちつつ、大体、インセンティブがないわけですからね、小売のほうから転嫁する。それをどうやってやるのかというのが、まず一番きちんとやってもらわなきゃいけないことだというふうに考えました。

その上で、設備利用率によって違ってくるわけですね、発電側の増分が。その部分も小売側が転嫁するかというと、ますますそのインセンティブはありませんよね。その中で、じゃその部分を賦課金でやれという話は、これまた国民負担を考えると、到底容易にはできないこと。

そうすると、まずは今までも議論してきたように、IRRで当初余計に見るという部分について、さっき一番最後のデータもありますけれども、実は運転維持費というのは、そこも含めて想定の時よりも下がっているわけなので、やっぱりそこは何か調整するところを持たないといけないんじゃないか。それから、長期で未稼働の部分も、設備コスト下がっているところになっているわけだから、それも普通のもの、きちんと運開したものと同じではいけない。つまり、公平性といっても、それぞれの事業者の事業環境が随分違うわけですね。送配電買取になっているものもある。

そういう部分を慎重にやっついていかないといけないと思います。低圧は例えば余り接続費用を負

担していないとか。

これ、だから今日は、僕は最初だと思うんですよね。そういう問題をきちんと考えていかないと、非常に難しい問題を提起されているというふうに考えました。

本当、感想みたいなものですけども、以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

どうぞ、松村委員。

○松村委員

まず、そもそも論がいっぱいあるのですけれども、賦課金で面倒見るということがあったとすると、国民負担あるいは消費者の負担が増えるという整理になっていると思いますが、それは本当に正しいのでしょうか。正しいかというのは、もともと、それこそエネルギー基本計画のレベルでは、賦課金は、これ以上増やすことはもうできない。電気代をこれ以上上げるようなことをしたら、いろんな面からもたないから、その範囲内でやれることをするということになり、したがって再エネの比率が22から24となっていると理解しています。

何が言いたいのかというと、むしろ賦課金を増やせないで、これで既にできているところに賦課金を回すことになったら原資が足りなくなるから、これからの投資への支援を減らすことにならざるを得ない。少なくとも今までの方針に沿って素直に考えれば、ここで既設に賦課金で補填をするということは、電気代を上げるのではなく、これから投資する再エネを減らすということに直結するという。この点をまず理解する必要があると思います。

つまり、賦課金で既設の面倒見るということは、再エネに対して、今後の再エネ投資に対してブレーキをかけるという可能性が極めて高いことは、私たちは認識する必要があると思います。それでも、基本計画のレベルでの大きな決断で、電気代を上げないということは言ったけれども、その方針は撤回して、賦課金をもっと積み増すということになったとすれば、それはまさに国民の負担を増やす、消費者の負担を増やすということになると思います。

私は、この委員会のミッションを考えれば、消費者の負担を増やすよりも、更に罪深いことをする可能性が高いと思っている。これから再エネを主力電源化していかなければいけないという時期に、既に投資したところにまたお金を投入して、しかもものすごく高い価格で買っていた事業者に対して、また追加のお金を投入して、それでこれからの投資に使うお金を減らすことになる。この点は認識すべきだと思います。

そういう意味でいうと、まるで転嫁されて当たり前、補償されて当たり前だなんていう議論は、別の委員会も含めて、もうしょっちゅう出てくるわけですが、それは本当に正しいのかは考える

べき。ここでは、そもそも有無も含めて検討するということになっているので、それは正しい整理だと思いますが、そもそも本当に転嫁されて注入を増やさなければいけないのか。既に投資した部分についてもそうすべきかは、そもそも論からちゃんと考える必要がある。

例えば炭素税を課したとして、その結果として、当然排出量に応じて負担は違ってきます。ガス火力と石炭火力では当然負担が違ってくる。仮に税金がかかったとして、それで販売価格が上がるとしても、それは石炭だから高く買い取ってくれる、ガスだから安く買いしか取ってくれないなんてことは通常なくて、当然、石炭火力のほうが、炭素税が上がれば転嫁し切れなくて、その結果として負担が増えることになる。それは炭素税が上がることを前提にしないでもともと投資した、それは国が勝手に炭素税を上げたのだから、だからその分は転嫁できて当然、補償されて当然、なんていう理屈が本当に通るのかは、きちんと考えていただきたい。国はこの価格で買い取ることを約束したのにすぎないわけで、その後のコストの状況がどうなるということについてまで国が担保したわけではない。そうすると、コストとその価格の差で収益が決まってくるわけですが、これは決して収益がこれだけあがるということを保証したわけではない。

買取価格を下げることを議論するのであれば、もちろんそれはもともとの約束と違うじゃないかという議論はあり得ると思うのですけれども、そういう話をしているのではなく、国の制度が変わって上がったコストを補填しなければいけないのか、ということを議論していることは、きちんと考える必要があると思います。

運転維持費に関しても、もともと想定していた状況よりも、例えば規制改革が進んだ結果としてコストが下がったとして、それは国なり自治体の努力によって下がったのだから、だから買取価格の分返しなさいよと、下げなさいよなんて、そんなことは言わないわけですよ。ところが、コストが下がるほうについてはずっとほっかむりしているのに、上がるほうは補填されて当たり前だという議論は、私はそもそも根本的におかしいと思います。

次に、小売側が負担するという議論ですが、これだって当たり前の話じゃない。スポット市場で売っているとかがというのは別の電源だってあるわけで、スポット市場で売るものの転嫁ってどうなるのかは、確かにずっと議論はされているわけですが、じゃ、そのために特別な何か、スポット市場で買ってきた小売から何かお金を取ってもとに戻しますなんて、そんな議論をしているのかを考えると、そんなことしていないわけですよ。

そういう観点からすると、この小売のほう、確かに託送料金下がったという影響が出てくるわけですが、長期的には、本当は卸価格が上がることでキャンセルされるはずだと整理することだってあり得る中で、監視等委員会では山地委員もご指摘になったとおり、とても難しいということはわかっているけれども、それでもあえて踏み出して最小限の補填ができるようにしようと

ということで、監視等委員会のほうが、ある意味で英断でこういうことを始めた。これだって自明なことではないのだけれども、相当な決断で、初めて一定程度の補償というのはされる。全ての事業者ではないのかもしれないのだけれども、一定の補償がされるという方向が出てきた。

これだって当たり前のことではなく、既存の事業者にとっては大きな前進だというようなことかもしれないけれど、当たり前のことではないということ、政府の機関が汗をかいて導入しようとしているということをきちんと理解する必要がある。それにさらに追加的に補填は本当に必要なかということ。まさに有無ということからきちんと議論していく必要がある。

これでもともとやっていた事業者が高い収益を短期的に得ている。だからこれぐらいのコスト増を全体として見れば、もともとの想定していた収益が十分上がるということが仮にあったとしても、途中から買い取った人というのはそういうことがないだなんてことを言う人もいますが、それも私は根本的におかしいと思います。

さっきの石炭火力の例で言えば、炭素税が予想外に上がった結果として、石炭火力が座礁資産になった、だけど私が買ったときにはそんなふうには思っていなくて、炭素税は低いままだと思っていました、座礁資産になったのは政府の政策のせいだからその分補填しろなんて言うのかということを考えれば、後から買い取った人だから特別に配慮されるなんて根本的におかしいし、そもそも最初に指摘したとおり、そこで賦課金を既存の投資のところに回すということがあれば、これから新規のところに回す財源が減るということを考えれば、それを買ったところがファンドだったとすれば、それがESG投資などというようなことを盛んに言っているとすれば、それは再エネの普及に大きなブレーキになることを声高に言ってお金をとってこようとする、そんなところがESGなんて言っているのですよ、ということ、国民は知る必要があるし、そのような行動の結果信用をなくすことがあっても、私は自業自得だと思います。

いずれにせよ、この議論は相当に慎重に考える必要があります、私は補填して当然だなどという発想はもう全く受け入れられないし、本当にそれが政策として正しいのかどうかということはきちんと考えていく必要があると思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

順番に行きますか、どうしますか。じゃ、大石さん。

○大石委員

今の松村先生のお話と共通する部分がありますが、基本的に今回、この話の7ページの図を見たときには、発電側基本料金で、今まで小売が100%払っていたものを、発電側と小売が10と90

に分かれて支払うことにする。そういう意味では需要家にとっては何も変わらないということで、この図で見ていたわけですが、だんだんと何かお話を聞いていると、賦課金の話が出てきたりもしていて大変不可解に思っているところです。

というのが、そもそも今回、再エネ特措法の改正においては、最初の文言にも書いてありますけれども、FIT制度の抜本見直しをする中で、やはりいかに国民負担を下げながら、しかも再エネを主力化して増やしていくかということで、様々な改革が必要であり、そのためには再エネ特措法の改正、それから電事法の改正が行われているという認識です。電気事業法のみならず、再エネ特措法の改正の中でも電力システムの増強が掲げられており、社会的便益を鑑み、再エネが増えることによってCO₂を削減できたものについては、賦課金方式で新たに徴収しようという話が出てきております。

この点、レジリエンスということも含め、電力の系統の増強というのは必要であろうということで、根本的には反対はしておりません。

プラス、昨日のエネルギー基本政策小委員会では、今度は高度化法の話が出ておまして、非化石証書を購入することによって、これも再エネ比率を高めていこうということでした。ただし44%という目標を小売り事業者に求めるのは、今の状態ではなかなか厳しいということで、小売事業者が非化石証書を購入することによって負担を求め、その非化石証書の料金を小売料金に賦課できないかという話も出ているというお話しでした。目的は、いかに再エネを増やしつつ、国民負担も過度にならないように進めていくか、ということであることは認識しているつもりですが、あらゆるところで消費者側というか、国民の負担というのがポツポツと出てきておまして、一体最終的な目標は何で何を国どこまで国民に求めているか、見えない状況です。国民も絶対に嫌だと言っているわけではなく、だからこそ、国はどこを目標としていて、国民も事業者もということになりますが、発電、小売、それから需要家に対して、どこでどれだけのものを負担してくれと言っているのか見えていないことを不安に感じています。

その意味では、最初、需要家の負担は全く変わりませんよという話で始まったのに、一方で、このような話がぽつぽつと出てきているので、最初の話と違うのではないかと感じております。実際には、全員がぎりぎりまで頑張っただけで共に負担をしなければ、今のこの状況は変えられないのだという基本があって、なので各者ができる限り負担する必要があります。お互いにどこまでが負担できますか、ここまで負担していきましょう、という話をしていかないと、この資金は誰に出してもらえばいいのかという話で終わっているような気がしています。何か基本的なところが見えていないというところが、私は何となく不満というか、もやもやとしているというのが、今日の話聞いた感想です。

○山内委員長

高村さん。

○高村委員

ありがとうございます。

もともと再エネ大量導入・次世代ネットワーク委員会でいろんな議論があった上で、もう少し詳細に具体的な数値も持って検討していただきたいということを申し上げていた。今回、かなり丁寧に資料を出していただいて、少なくとも私について申し上げると、当時の議論のときよりも理解は明らかに進みましたし、山地委員もおっしゃいましたが、問題の調整の難しさといひましようか、調整をどういうふうにするのが最も公平なのかという点の難しさもよく理解が進みました。

私も、そもそも論から始めたいと思うんですけども、やはり一つの問題は、先ほど松村委員から石炭火力のお話も、炭素税の話も出ましたけれども、それとパラレルに考えられないと思っているところがあります。それはなぜかという、FIT法のもとでの買い取り制度は、定められた条件と期間買い取るという、国がいわゆる投資環境を保証することで、民間の投資を使って再エネを拡大するというを制度としてつくったものだとして理解しておりまして、この間の議論でも、事後的な制度変更、レギュラトリリスクについては、できるだけ回避をしてきたというふうに思います。

例えば税金の変更であれば、税は、変更の可能性を含んで、買取価格の外側に出していると思いますけれども、できるだけそうした事後的な制度変更を回避しながら、民間の投資環境を保証することで、民間に投資をしてもらって拡大をしていく仕組みで、その基本的なところはやはり踏まえる必要があると思います。

したがって、FITのもとですでに認定をされているものについて、どういうふうに調整するかということは、やはりそもそも論を念頭に置いて検討する必要があるというのがまず1点です。

少し具体的な議論の論点について、まず、確認も含めてですけども、恐らく事務局のご趣旨は、FITの既認定分の調整を念頭に置いていらっしゃると思うんですが、FITのもとで、買取支援の制度のもとで、この発電側基本料金が立ち上がった後に、新規認定するものについては、法令に基づいて通常要するコストを念頭に価格を形成するということだと思いますので、基本的には発電側基本料金も、通常要するコストの一つとして念頭に置いた価格形成をするということだとまず思っています。そういう理解でいいかということです。

むしろここで一番大きな議論の論点は既に認定したものについての取り扱いだという認識は全く共有するわけですが、新規の認定分、発電側基本料金が制度導入された後の新規の認定分と、

それまでの既認定分の扱いは、分けて議論をする必要があるというのは申し上げておきたいというふうに思います。

既に認定をしたものについての扱いですけれども、資料のスライドの7でしたか、出しているように、基本的には発電側が払う基本料金と託送料を足すと、現状の制度とその後の制度で全体としての総額は変わらないということを、ここは示していただいていると思います。そういう意味では、発電側の負担が託送料の減額という形になるという、算術の範囲ですけれども、そういうことだというふうに理解をいたしました。そのことを考えると、発電側の負担が小売を利する、小売の一種の予期しない利潤にならないようにするということは、非常に重要だというふうに思います。

そういう趣旨で、スライドの15の小売を通じた調整措置というのは、そういう考え方をもとにされていると思うんですが、一つにはほかの電源との公平性の観点から、それからもう一つはやはり小売の予期しない利潤にならないと申し上げましたけれども、例えば予期しない、想定をしなかった利潤が生じることで、逆に小売間の競争をゆがめるような事態をつくってはいけないというふうに思うからです。したがって、基本的にこのスライドの15の小売を通じた調整措置については賛成いたします。

山地委員がおっしゃった趣旨だとも思うんですけれども、他方で先ほども言いましたように、これは民民の問題ではあるんですけれども、民間の契約の問題ではあるんですが、しかしながら、この制度を導入することに伴って必要になる調整であることを考えると、単に民民の協議に委ねないことが必要だというふうに思います。

したがって、一つは、これは電力ガス取引監視等委員会さんをお願いすることになるかもしれませんが、ほかの電源もそうだと思いますので、どういう考え方でどういうふうに小売からの戻しを行うのかということについては、明確にガイドラインをつくっていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。結果的に、これをきちんとすることが、先ほどから議論に出ている賦課金による調整を減額することになると思うからです。

賦課金を調整のために安易に導入することがいいと思いませんし、今のこの基本的な構造を考えると、どうしても調整ができないところに賦課金を使うべきであって、小売のところに予期しない利潤を生じさせないという、そういう仕組みをきちんと国として担保するということが、結果的に国民負担といいたいまいしょうか、賦課金を減らすということになります。同時に小売間の競争をゆがめないということになるというふうに思います。

その意味で、スライド15の小売を通じた調整措置の基本的な考え方については賛成ですが、ですからむしろどういうふうに技術的に實際上、効果的にやるかというところを、事務局に、これ

は電取さんも含めてやっていただく必要があるというふうに思います。

その後、どうしても調整といいましょうか、取り戻せないといいましょうか、小売との関係で、発電側がどうしても多く負担をしてしまうというところについて、どう調整するのかという点については、いろんな考え方があるというふうに思います。いくつか出ている点で、利潤配慮期間に認定された案件の取り扱いの議論は、大量導入委でもしてまいりましたけれども、利潤配慮期間に該当しないものについて調整の候補になるという、この大量導入委の報告書、取りまとめは正しいと思うんですが、利潤配慮期間の案件だから調整をしなくていいというふうには、単純にはいかないのではないかとこのように思います。

その理由というのは、スライドの22のところに出していただいておりますが、一つは運転維持費云々という議論がありますけれども、利潤配慮期間の案件でも必ずしも運転維持費が、価格が下がってきたことによると思いますけれども、実績値と想定値ってそんなに大きく離れていない場合もあるということ。

それから、工事費負担金に関しても、確かに今日の資料でスライドをつくっていただいておりますが、2015年までは基本的に特定負担で行っていたものを、18年に電源をならした標準化をした形になって、それが発電側基本料金の前提といいましょうか、パッケージになっていると理解しています。本来、特定負担だけしかなかったところがまさに利潤配慮期間に該当しているところでもあって、そういう意味で、利潤配慮期間が一つのクライテリアとなりうる可能性は理解するんですけれども、それだけでできるだけ公平に、どうしても取り戻せないところを調整できるかという点については、慎重に検討する必要があるというふうに思います。

最後ですけれども、これは今言ってもしょうがないということかもしれませんが、今回、大変事務局は苦勞して調整をされようとしているというふうに思っています。やはり特に既認定分に関して、先ほどそもそも論の話をしましたけれども、できるだけ投資環境を保証することで、再エネの拡大、民間のお金を使って再エネ投資を進めていくというこの制度との関係で、既認定分について、事後的にこれを適用するというのは、なかなか調整は難しいというふうに、正直に思っております。

今、ここの議論では調整の議論をちゃんとしたほうがいいと思うんですが、少なくとも将来、制度変更に伴って、FITの既認定分について何らかの負担が追加的に生じるようなケースについては、先ほどの大石委員のお話にもかかわりますけれども、やはり制度間の調整の中で、そもそも対象にするのかということも含めて、きちんと特に慎重に検討することが非常に重要だというふうに、今回の議論を通じて思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

追加的に、事務局あるいは監視等委員会のほうから何かコメントがあるかと思えますけれども、いかがですか。

○清水新エネルギー課長

今回の全体の枠組みについてのご指摘につきましては、先ほど山内委員長からございましたとおり、今後の次の委員会に向けて、よく事務局のほうでも、さらなるそういう意味では論点が明確になるように整理させていただきたいと思います。

1点だけ、高村先生からご指摘がございました新規認定のところについては、本日は書いてございませんが、これもご議論いただくところだと思ってございますが、基本的な考え方としては、この制度が導入された際には、まさにこれは事業を実施するためのコストの一部ということで、そういう前提で価格を算定していくということが望ましいのかなというふうには考えているところでございます。次回以降の回には、その新規認定の部分のところについても論点として提示させていただければと思ってございます。

○山内委員長

ほかにいかがですか。

伺っていて思ったんですけども、これはあれですね、発電側基本料金のそういう制度を入れるということが、F I Tという制度の中の内生的なものなのか、そうじゃなくて外生的なものなのかという、そこのところの受け取り方によって対応が変わってくるのかなと、ちょっと思ったことがありますね。

それで、高村さん、最後のやつは内生的なものだという前提で論理が組み立てられているように思う。内生的というのは、要するにこれによってF I T制度がどう影響を受けるかという、制度自体の問題として捉えられていらっしゃるのかなと思ったし、例えば、よくこの議論の例でも出るんですけども、固定資産税が上がったらどうなんだという議論だと、F I Tの制度とは違うところの変更ですよ。松村さんおっしゃったように、それは炭素税の話なんかも、そうかもわかりませんね。なので、そこのところをどう考えるのかなというのが、すごくこの議論に対しての取り組みの姿勢に影響するのかなというふうに思っていて、どちらも可能だと思うんですよ、見方としてはね。それを、どういうふうに我々としてとるのかなということだと思います。

それで、過去の認定案件というか、過去の稼働している案件についてどうするかということになると、当初の意図とは違う形で、今、事業がいろいろ動いているということの前提があって、当初の意図というのはさっきのあれですね、稼働費用がコストが下がっているとか、それから認

定を受けてから稼働するまで時間がたっているのです、そもそもコストが下がっているんじゃないのという議論もありますし、その分、措置もとってきたんだけど、そういったことを前提でこの新しい負担問題をどう考えるかというのを考えると、また視点が違ってくるということのかなと思います。

ただ、多くの皆さんが合意したところは、恐らく小売と発電の側で、一定程度の制度的な調整をするという、これ監視等委員会のほうでも議論が出て、それについてはある程度のご批判あるのかなというふうに思っています、それをもとにどこまでそれ以上の負担をするかという、こういうことですね。

そのときに国民的な負担が増えることが、逆にFITの拡大を制限するということにもつながるといのは正しい意見だと思いますし、一方で、それがまた民間に委ねる投資を優先するんじゃないかという議論もあるのかなというふうに思いますけれども、その辺のことをどういうふうに我々の中で消化していくかというところで、また次回議論したいんですけども、最初に山地委員がおっしゃったように、ボンブライトの50年も前の教科書ですけども、素晴らしい点だと思います。これは、今回の調整問題だけじゃなくて、料金自体の公平性と考えると、これは本当にコンフュージョンになってくるということから始まるんですけども、負担の問題もそうなのかなというふうに思っています。

いずれにしても、賦課金で追加的な調整を行うかというところをまず、例えばその場合にはどういう水準にするのか。無しの議論もあり得るんだというのは松村さんがおっしゃっておりますし、そういう点について、もう一度その議論を整理して、次回以降、議論させていただこうというふうに思っています。そういうことでよろしくお願いいたします。

もし追加的なご発言がなければ、今日のところはこれで議論を閉じさせていただいて、次回についてはいかがですか。

○清水新エネルギー課長

次回の委員会は、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、以上をもちまして第53回の調達価格等算定委員会は閉会とさせていただきます。
熱心なご議論、ありがとうございました。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365